常　任　委　員　会　報　告　書

総務経済常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和　8　年　9　月　7　日

七飯町議会議長　木　下　　敏

委員会報告第１２号

総 務 経 済 常 任 委 員 会 報 告 書

令和８年７月１日第２回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 ３ 日

七飯町議会議長　木　下　　敏　　様

総務経済常任委員会
委員長　澤　出　明　宏

記

【所管事務調査事項】
・峠下４号線改良舗装工事（社会資本整備総合交付金事業）について
・道路及び河川の整備状況について

令和８年７月１日、８月１２日、９月１日、９月３日の４日間、委員会を開催し、土木課長の出席を求め、提出資料に基づく説明の聴取及び現地調査を行った。

◆峠下４号線改良舗装工事（社会資本整備総合交付金事業）について
１．調査の目的
峠下４号線改良舗装工事（社会資本整備総合交付金事業）の実施状況を把握するため調査を行った。

２．調査の方法
峠下４号線改良舗装工事（社会資本整備総合交付金事業）の工事完了箇所及び今年度実施箇所の内容に関する資料の提出を求め、土木課長へ聴取を行った。

３．峠下４号線改良舗装工事（社会資本整備総合交付金事業）について

当該工事は、令和５年度から令和８年度までの事業期間のうち、工事期間は令和６年度から令和８年度の３か年となっており、事業内容は実施設計、用地測量、地質調査、構造物設計、物件調査、用地買収、物件補償、本工事となっている。本工事費用は２億８９４万５千円で、財源は交付金が約６０％、起債が約３７％、残り約３％が一般財源となっている。工事内容は、全体延長２５０ｍの範囲において、排水工、路盤工の他、ボックスカルバート設置、高圧管埋設、舗装工、歩道設置を行っている。詳細については＜表１＞、＜表２＞のとおりである。

＜表１＞峠下４号線改良舗装工事（社会資本整備総合交付金事業）の工事内訳

実施年度	工事名	工事内容
令和６年度	峠下４号線排水整備工事	排水工 L=197.38m、路盤工一式
令和７年度	峠下４号線排水整備工事	ボックス L=14m、PHC 杭 N=10 本
令和８年度	峠下４号線改良舗装工事 （令和７年度補正予算）	高圧管 L=186m、舗装工一式、歩道設置

＜表２＞本工事費用（契約金額）内訳

実施年度	契約金額	交付金額	起債額	一般財源
令和６年度	40,777 千円	24,466 千円	14,600 千円	1,711 千円
令和７年度	92,378 千円	55,426 千円	33,200 千円	3,752 千円
令和８年度	75,790 千円	45,474 千円	30,300 千円	16 千円
金額合計	208,945 千円	125,366 千円	78,100 千円	5,479 千円

※令和８年度実施分（令和７年度補正予算）のみ補正予算債（起債充当率１００％）を活用

現地調査では、現在行っている歩道下の排水管設置や工区内の最終仕上げ等について確認を行った。

委員からは、近年多発するゲリラ豪雨等の懸念があるが、隣接地等からの排水処理をはじめとした雨水対策を適切に行うため、隣接者との協議は十分に行ってほしいとの意見があり、土木課長からは、適宜協議を行い、工事を進めて参りたいとの回答があった。

４．まとめ

現地調査を行った結果、安全衛生対策も含めて、適正に工事が行われていることを確認した。また今後は、近年多発する豪雨災害の被害拡大防止に繋がるよう、道路排水機能等を十分に確保した工事施工を行い、自然災害に強い道路改良整備を望む。

◆道路及び河川の整備状況について

１．調査の目的

道路及び河川の維持管理や工事実績等の整備状況を把握するため調査を行った。

２．調査の方法

過去３年間の道路及び河川の整備状況に関する資料や、緊急自然災害防止対策事業債についての資料等の提出を求め、土木課長へ聴取を行った。

３．道路及び河川の整備状況について

令和５年度から令和７年度の３か年で実施した道路整備は全３７箇所で、複数年施工を含む年度別の件数では、令和５年度１９件、令和６年度１８件、令和７年度２７件となっている。河川整備は全６箇所で、複数年施工を含む年度別の件数では、令和５年度２件、令和６年度１件、令和７年度５件となっている。詳細については＜表３＞のとおりである。

＜表３＞過去３年間の道路及び河川の整備状況一覧

番号	種別1	種別2	箇所	契約額（円）				備考
				令和５年度	令和６年度	令和７年度	計	
1	道路	公共	峠下４号線		40,777,000	92,378,000	133,155,000	
2	道路	公共	藤城３号線	4,169,000			4,169,000	JR藤城こ線橋
3	道路	公共	峠下１号線	23,980,000			23,980,000	久根別川３号橋
4	道路	公共	中島２号線	45,100,000	100,540,000		145,640,000	豊田橋
5	道路	公共	東大沼６号線			35,585,000	35,585,000	留の沢橋
6	河川	公共	軍川支流	32,263,000			32,263,000	軍川下流排水路
7	道路	単独	本町１号線			7,788,000	7,788,000	
8	道路	単独	本町13号線		3,674,000	3,817,000	7,491,000	
9	道路	単独	本町19号線			5,280,000	5,280,000	
10	道路	単独	本町92号線			4,064,500	4,064,500	
11	道路	単独	本町93号線			4,125,000	4,125,000	
12	道路	単独	桜町９号線	2,024,000	4,741,000	4,818,000	11,583,000	
13	道路	単独	鳴川14号線	6,611,000	6,193,000	7,381,000	20,185,000	
14	道路	単独	鳴川29号線	7,315,000	12,584,000		19,899,000	
15	道路	単独	鳴川58号線	2,057,000			2,057,000	
16	道路	単独	緑町19号線			10,186,000	10,186,000	
17	道路	単独	大中山２号線	16,060,000			16,060,000	
18	道路	単独	大中山５号線	2,860,000	3,377,000	2,684,000	8,921,000	
19	道路	単独	大中山10号線	4,565,000	4,917,000		9,482,000	
20	道路	単独	大中山25号線	6,908,000	7,788,000	7,436,000	22,132,000	
21	道路	単独	大川１号線	1,614,800			1,614,800	
22	道路	単独	大川３号線			7,227,000	7,227,000	
23	道路	単独	大川９号線	3,718,000	4,158,000	7,964,000	15,840,000	
24	道路	単独	大川12号線			8,514,000	8,514,000	
25	道路	単独	大川56号線	6,523,000			6,523,000	
26	道路	単独	大川60号線	6,237,000	7,986,000	8,954,000	23,177,000	
27	道路	単独	大川93号線		6,963,000	8,140,000	15,103,000	
28	道路	単独	鶴野２号線	6,193,000	9,900,000	4,768,500	20,861,500	
29	道路	単独	上藤城１号線	5,544,000	7,997,000	6,160,000	19,701,000	
30	道路	単独	上藤城３号線		9,966,000	9,306,000	19,272,000	
31	道路	単独	峠下８号線	5,258,000	11,231,000	9,460,000	25,949,000	
32	道路	単独	大沼12号線		9,141,000	8,107,000	17,248,000	

33	道路	単独	大沼15号線			4,360,400	4,360,400	
34	道路	単独	大沼23号線	10,923,000			10,923,000	
35	道路	単独	上軍川3号線			16,984,000	16,984,000	
36	道路	単独	上軍川4号線		5,324,000	5,764,000	11,088,000	
37	河川	単独	中島川			12,562,000	12,562,000	
38	河川	単独	中野川			4,708,000	4,708,000	
39	河川	単独	新道川			17,446,000	17,446,000	
40	河川	単独	河川環境整備工事	28,402,000	29,997,000	24,200,000	82,599,000	
41	道路	災害	藤城4号線			2,934,800	2,934,800	
42	道路	災害	東大沼2号線			6,776,000	6,776,000	
43	河川	災害	新道川			8,305,000	8,305,000	

4．緊急自然災害防止対策事業債について

事業の財源の一部に活用している起債は、起債充当率１００％かつ交付税算入率が７０％である緊急自然災害防止対策事業債を採用し、交付金事業を行うよりも有利な場合があることから近年では重点的に活用を行っている。当事業債は、令和元年度の創設後、２度の事業期間延長を経て、現在は令和１２年度まで活用が可能となっており、近年激甚化する自然災害に対処するため、緊急的な防災・減災対策、社会基盤の老朽化対策を支援する制度である。対象施設及び事業範囲は、道路防災として、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策や、道路構造物の流失防止対策など。河川・砂防対策として、準用河川に係る河川改修など。その他のインフラとして、林道防災、都市公園防災、下水道に係るポンプ施設の整備事業などとなっている。また、償還期間については１５年間で、うち２年間が据置期間となっている。詳細については＜表４＞のとおりである。

＜表４＞緊急自然災害防止対策事業債の概要

1　制度の趣旨・背景	
近年激甚化する自然災害に対処するため、地方公共団体が単独事業として実施する緊急的な防災・減災対策及び社会基盤の老朽化対策を支援する制度である。避難路の確保や地域の安全確保に直結するインフラ整備を迅速に進めることを目的としている。	
2　令和８年度における主な改正・拡充点〔令和８年度地方財政対策の概要より抜粋〕	
・事業実施期間の延長：当初の期限から、令和１２年度まで更に５年間実施期間が延長された。 ・対象事業の拡充（橋梁除却）：災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する「橋梁除却」が、新たに本事業の対象として追加された。	
3　主な対象施設及び事業範囲〔令和８年度地方債同意等基準運用要綱より抜粋〕	
地方単独事業のうち、以下の施設における防災・老朽化対策が対象となる。 ・道路防災：道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策、道路構造物の流失防止対策など ・河川・砂防対策：準用河川に係る河川改修など ・その他のインフラ：林道防災（林業・木材産業循環成長対策の路網の機能強化）、都市公園防災、下水道に係るポンプ施設、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業など ・橋梁除却：健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁の除却事業 ※いずれも「緊急自然災害防止対策事業計画」を国土交通省へ提出し、同省の確認を得た場合に起債対象とすることができる。	
4　地方財政措置（地方債の条件）〔令和８年度地方財政対策の概要より〕	
項目	措置内容
地方債充当率	１００％
交付税措置率	元利償還金の７０％を基準財政需要額に算入

現地調査では、新道川の護岸改修や、護岸横の河川管理道路の築堤盛土の状況について、図面通り適正に施工されていることを確認した。

委員からは、当事業債の活用にあたっては、事業の対象施設及び事業範囲において、活用の見込みがある関係課と財政課との協議・調整を全体で行い、事業の優先順位を決定し、財政シミュレーション等を念頭に、活用の検討を行ってほしいとの意見があり、土木課長からは、財政課と協議し検討していきたいとの回答があった。

５．まとめ

緊急自然災害防止対策事業債は、令和元年度の創設後、２度の事業期間延長を経て、現在では令和８年度から令和１２年度までの５年間、事業期間が延長されたことから、今後５年間どのような形で整備を進めていくのか、財政課を含め、庁舎内全体で総合的に判断の上、計画することを望み、今後も継続して有利な国の起債事業や交付金事業を活用し、健全な町財政運営に寄与することを念頭に置いた各種事業の推進を望む。